

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで
(令和8年2月27日まで)

指名停止措置に関する調書

- 1 指名停止措置業者
住 所 (本 社) 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
(支 社) 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目3番1号
商号又は名称 株式会社 中央技術コンサルタンツ
- 2 指名停止措置期間
令和7年8月28日 ~ 令和8年2月27日 (6か月間)
- 3 事実の概要
宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、東北支店長が公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。
- 4 指名停止措置理由
上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第7号に該当する。
従って、本件については、指名停止6か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第7号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(談合等) 7 一般工事等の契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

・適用